

第 6 3 号議案

公の施設の区域外設置に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定により、台東区の区域内に荒川区の公の施設を設置することについて、別紙のとおり協議する。

令和 7 年 6 月 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

（提案理由）

この案は、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 3 項の規定に基づき提出します。

公の施設の区域外設置に関する協議書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の３第１項の規定により、
荒川区の公の施設を台東区の区域内に下記のとおり設置する。

令和 年 月 日

荒川区長 滝 口 学

台東区長 服 部 征 夫

記

- 1 公の施設の名称
 荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川
- 2 設置の場所
 東京都台東区蔵前二丁目１１番７号
- 3 設置の目的
 荒川区立特別養護老人ホームグリーンハイム荒川の大規模改修に当たり、その施設を一時的に移転することにより、継続的なサービスの提供等を行うことを目的とする。
- 4 経費の負担
 当該公の施設の設置及び管理に係る経費は、荒川区が負担する。
- 5 その他
 この協議書に定めのないことについては、その都度両区で協議を行い定めるものとする。